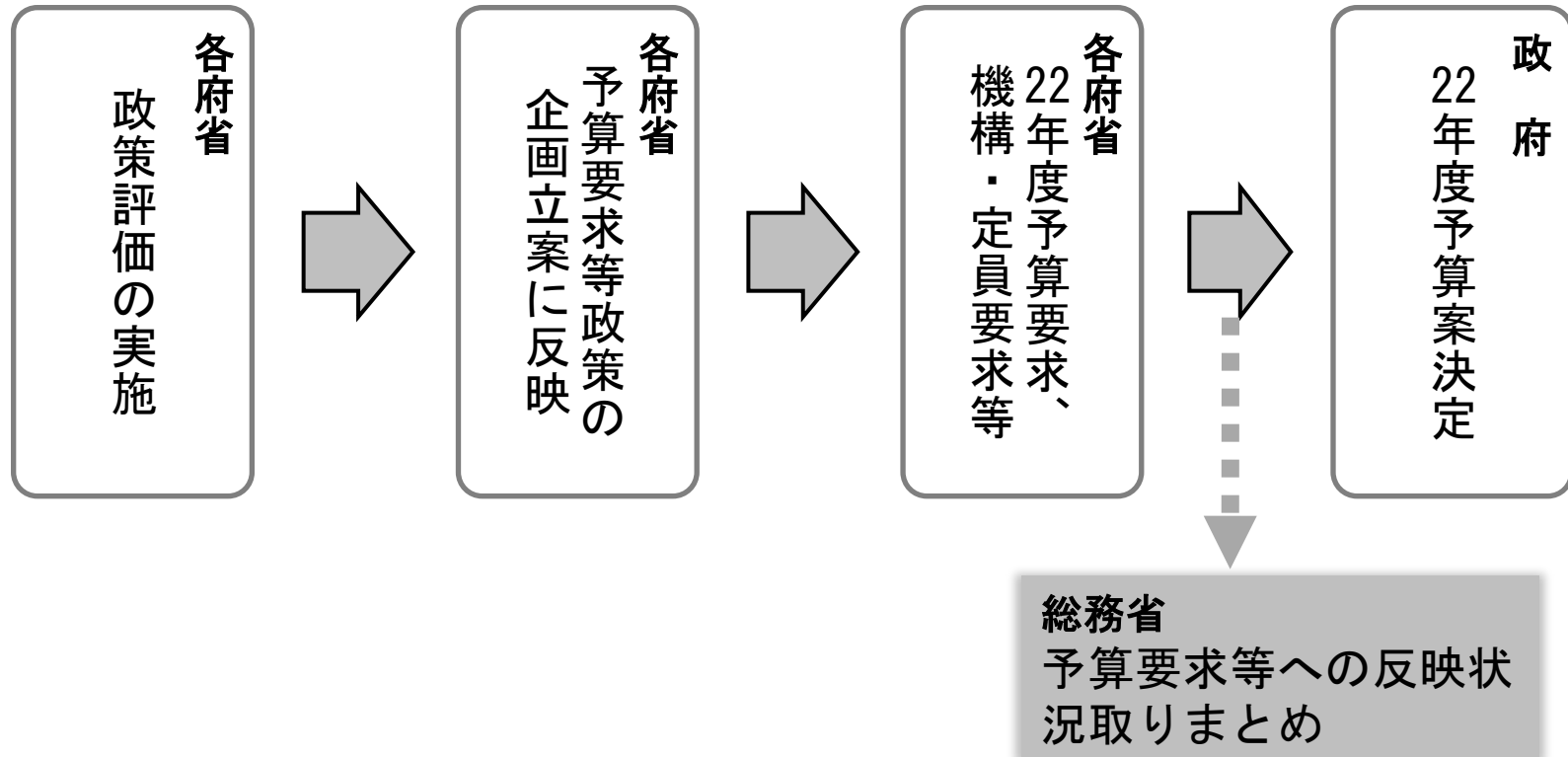



## 政策評価結果の平成22年度予算要求等への反映状況

本件は、平成22年度予算要求等に際して各府省が実施した政策評価について、予算要求等への反映状況を取りまとめたものである。

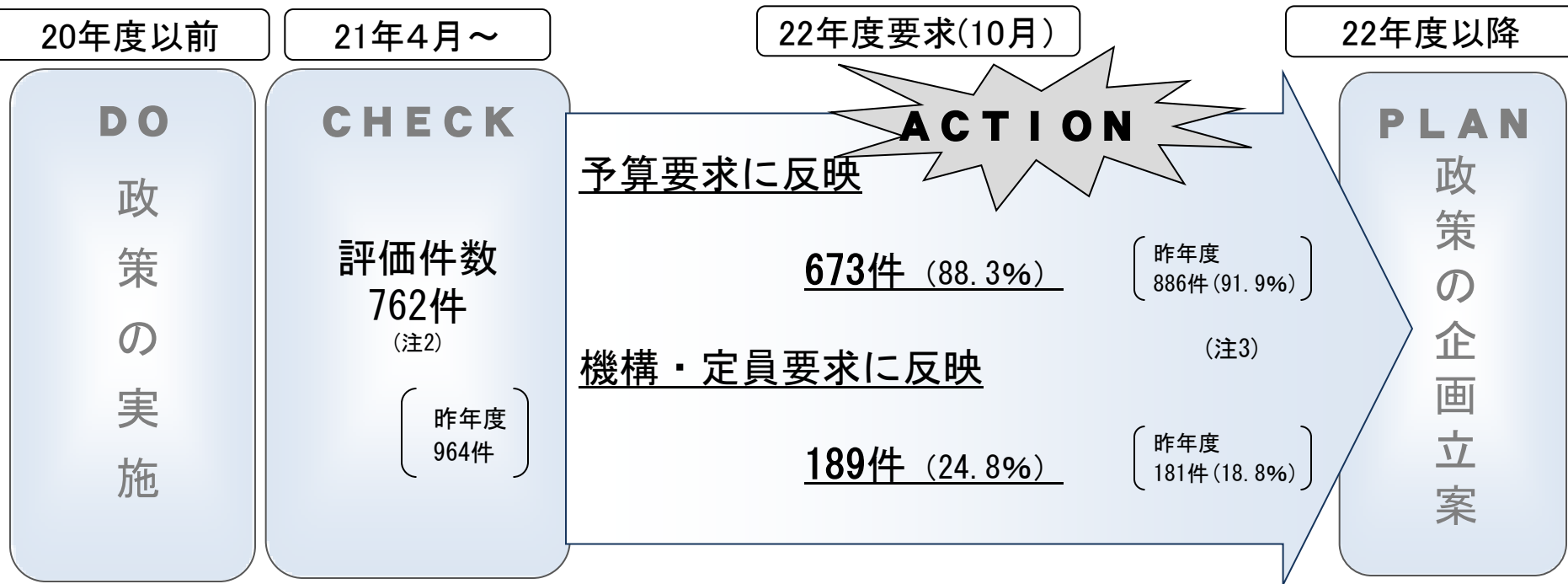


## 今回取りまとめのポイント

- ◎ これまで、政策評価と予算の連携の取組を推進。  
今日では、各府省において概算要求までに政策評価を行い、評価書を公表する取組は定着。
- ◎ 今回取りまとめにおいては、予算の効率化の視点を重視し、政策評価結果の反映による予算要求の縮減額を明示。  
 約998億円  
(4ページ参照)
- ◎ 今回の要求においても、予算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位を対応させて評価を実施。

## 政策評価結果の予算要求等への反映状況(全体像)

各府省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、所掌する政策について自ら評価を行い、その結果を政策に反映(注1)



- (注) 1 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。
- 2 各府省は、予算要求等に反映するべく、概算要求までに評価を行う。このほか、政府予算案の決定を受け、予算配分をするための評価等が年度末に多く実施されている（各府省が一年間に実施する評価件数は例年約4,000件）。
- 各府省において概算要求までに実施した政策評価は1,571件であり、平成21年度予算を配分するために行った評価など22年度予算要求等に対応しないものを除いたものが、762件である。
- 3 評価件数762件と予算要求に反映した件数673件の差は、規制の事前評価など予算を伴わないものである。また、平成20年度以前に公表した政策評価の結果を22年度予算要求等に反映したもの（予算要求に反映56件、機構・定員要求に反映10件）があり、これらを含めると22年度予算要求に反映した件数729件、22年度機構・定員要求に反映した件数199件となる。

## 政策評価結果の予算要求等への反映状況(ポイント)

評価の結果、政策を見直して予算要求を行ったもの (注1)



207件 (45.0%)  
\* 昨年度: 35.3%

そのうち、  
政策の取りやめや効率化により、予算要求を行わなかった又は予算の減額要求を行ったもの (注2)



78件 約998億円縮減 (注3)  
\* 今年度から把握

- (注) 1 評価結果を予算要求に反映したもののうち、これまでの取組を引き続き推進することとしたものを除いたものであり、政策（政策を構成する事務事業を含む。）について、複数事業の統合を行うなど重点化等したもの、一部取りやめたもの、予算の減額要求を行ったものである（7ページ「平成22年度予算要求等への反映状況の一覧」参照（20年度以前に実施した評価を含む））。
- 2 下記①～④に照らし、政策評価において予算の効率化に資すると判断したもののほか、評価書の記載や評価に際しての議論等を踏まえて、効率化・重点化の方向で改善すべきと判断したものである。
- ① 所期の効果が十分に発揮されておらず、縮小ないし廃止が適当と判断される事項がある。
  - ② 所期の効果が発揮された結果、一定の行政目的が達成される等、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。
  - ③ 所期の効果は発揮されているものの、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小することが適当と判断される事項がある。
  - ④ 所期の効果が発揮されたかどうかにかかわらず（所期の効果の発揮について判断できない場合を含む。）、更なる効率化の余地がある等と判断され、縮小ないし廃止することが適当と判断される事項がある。
- 3 21年度予算額と比較した場合の22年度要求における縮減額である。

## 政策評価結果の予算要求等への反映状況(取組例①)

### 政策の取りやめや効率化により、予算要求を行わないこととした例

#### 【事例①】労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進(厚生労働省)

##### 〔政策評価の結果〕

「働き方改革トータルプロジェクトの推進事業」について、平成20年度においては、167の事業主が「働き方改革プラン」を策定し、実施事業主のうち、長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合が78%となり、長時間労働の是正に一定の効果を上げたところである。

##### 〔予算要求等への反映〕

当該事業は、労働時間に着目して働き方を見直す制度としては、平成20年度に創設された「職場意識改善助成金」と共通であり、予算事業の効率化、合理化のために廃止することとした。

(21年度予算額：1億4,763万円)

#### 【事例②】地震再保険事業の健全な運営(財務省)

##### 〔政策評価の結果〕

地震保険制度の普及・拡大(注)のために着実に広報活動を実施していくとともに、広報活動の効果測定方法の検討を行う。また、どのような広報手段・内容が最も効果的か検討を行う。

##### 〔予算要求等への反映〕

今後は損害保険業界が行う広報と一体的に実施することとし、予算要求は行わないこととした。

(21年度予算額：1,952万円)

(注) 地震保険制度の目的は、地震保険の普及を通じて、被災者の生活の安定に寄与することである(地震保険に関する法律第1条)

## 政策評価結果の予算要求等への反映状況(取組例②)

### 課題解決のために必要な予算要求等を行っている例

#### 【事例③】 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化(国家公安委員会・警察庁)

##### 〔政策評価の結果〕

20年中の振り込め詐欺等の認知件数・被害総額が前年よりそれぞれ2,551件、約24億5,200万円増加していること等から、それぞれ前年より減少させるという目標の達成が十分とは言い難い。今後とも捜査活動及び予防活動の推進が必要。

##### 〔予算要求等への反映〕

振り込め詐欺等広域知能犯罪への対策用資機材の整備等に要する経費を要求。  
(21年度当初予算額:30万円、22年度要求額:200万円)

#### 【事例④】 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器の迅速な提供(厚生労働省)

##### 〔政策評価の結果〕

新医薬品及び新医療機器を審査事務処理期間内に処理した割合をそれぞれ80%、90%とする目標を達成できなかった。  
更なる審査の迅速化を図るため、今後も引き続き審査人員の増員を進めるとともに、新しい審査方式の導入等に取り組むことが必要。

##### 〔予算要求等への反映〕

国内外で開発された有効で安全な医療機器の迅速な提供を可能とするため、「医療機器国際共同開発・承認促進事業費」を増額要求するなど必要な経費を要求するとともに、新医薬品・医療機器の審査の迅速化を図るために必要な増員を要求。  
(21年度予算額:400万円、22年度要求額:1,100万円)  
(定員要求:2名)

# 平成22年度予算要求等への反映状況の一覧

(単位: 件)

行政機関名	事後評価の結果を予算要求に反映した件数					事前評価の結果を予算要求に反映した件数			計
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の見直し		評価対象政策の取りやめ	うち、評価対象政策の見直し等	うち、評価対象政策の見直し等	計		
		うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の取りやめ						
内閣府	20(2)	7(1)	13(1)	4(1)	2(1)	0	0	0	20(2)
公正取引委員会	5(8)	3(6)	2(2)	1(1)	0	0	0	0	5(8)
国家公安委員会・警察庁	28(1)	24(1)	4	4	0	0	0	0	28(1)
金融庁	13	6	7	0	0	0	1	0	14
総務省	13(2)	7	6(2)	3	1(1)	0	11	2	24(2)
公害等調整委員会	2	0	2	1	0	0	0	0	2
法務省	10	6	4	0	2	0	4	0	14
外務省	40	20	20	13	2	0	23(22)	0	63(22)
財務省	19	17	2	0	2	0	0	0	19
文部科学省	47	33	14	1	2	0	33	1	80
厚生労働省	61	33	27	9	1	1	32	0	93
農林水産省	83	60	23	23	18	0	20	0	103
経済産業省	6(10)	5	1(10)	1(10)	0	0	34	34	40(10)
国土交通省	45(2)	23(1)	21(1)	8	1	1	90	0	137(2)
環境省	9	0	9	9	0	0	0(9)	0	9(9)
防衛省	0	0	0	0	0	0	24	19	24
計	401(25)	252(9)	155(16)	77(12)	31(2)	2	272(31)	56	673(56)

評価結果を機構・定員要求に反映した件数	予算の効率化に資する評価件数
5(1)	3
3(1)	0(1)
22	0
17	1
10(1)	2(1)
0	2
5	4
21	2
13	1
29	12
9	8
5	4
22(4)	30
14	0
8(3)	7
6	0
189(10)	76(2)

見直し合計額  
(単位: 千円)

99,781,403

- (注) 1 上記の件数等は、いずれも11月末における速報値である。
- 2 事後評価に係る「評価対象政策の見直し」には、評価対象政策を構成する事務事業について、見直しを行ったものを含む。  
なお、「評価対象政策の見直し」には、(i) 評価対象政策の見直し(政策の拡充等)を行っているもの、(ii) 評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii) 評価対象政策の一部の取りやめのみを行っているもの、(iv) 評価対象政策の重点化等及び一部を取りやめの両方を行っているものがある。したがって、「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の取りやめ」の件数の間には、一部重複がある。
- 3 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により見直しを行ったものである。
- 4 「評価対象政策の一部の取りやめ」には、評価対象政策又は構成する事務事業について、休止したものを含む。
- 5 事前評価に係る「評価対象政策の見直し等」には、評価対象政策の見直しを行ったもののほか、複数の代替案の中から適切な政策を選択したものを含む。
- 6 表中の( )内の数値については、平成20年度以前に実施した政策評価の結果を22年度予算要求等に反映した件数であり、外数である。
- 7 「見直し合計額」は、予算の効率化に資する評価に係る「政策評価結果の反映による見直し合計額」である。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政策評価官： まつばやし ひろき 松林 博己 (内線：29132)  
調査官： はむろ まさみ 羽室 雅文 (内線：29671)  
総括評価監視調査官： やまぐち しんや 山口 真矢 (内線：29139)  
評価監視調査官： せと みのる 瀬戸 実 (内線：29133)

電話（直通） 03-5253-5427

（代表） 03-5253-5111

（FAX） 03-5253-5464

（E-mail） [https://www.soumu.go.jp/menu\\_03/hyoukakyoku/message/i-hyouka-form.html](https://www.soumu.go.jp/menu_03/hyoukakyoku/message/i-hyouka-form.html)

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時30分までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。

「政策評価結果の平成22年度予算要求等への反映状況」全文については、総務省ホームページ内の [http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/nenji\\_houkoku.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html) をご参照ください。